

## 健康管理医の委嘱等に関する要綱の制定について

発出年月日：令和5年3月23日

文書番号：沖例規厚第1号

公表範囲：全文

沖縄県警察における健康管理医の委嘱については、健康管理医の委嘱に関する要綱の制定について（昭和53年5月17日沖例規厚第4号。以下「旧要綱」という。）に基づき実施しているところ、この度、沖縄県警察職員の健康管理に関する訓令（昭和53年沖縄県警察本部訓令第12号）の全部改正に伴い、健康管理医の身分、職務、委嘱及び解嘱に関する規定を見直すほか、新たに災害補償等の規定を整備することから、下記のとおり、令和5年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、同日付けで廃止する。

### 記

#### 第1 趣旨

この要綱は、沖縄県警察職員の健康管理に関する訓令（令和5年沖縄県警察本部訓令第12号。以下「訓令」という。）第11条の健康管理医の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 委嘱等

##### 1 委嘱

(1) 健康管理責任者又は健康管理者（以下「健康管理責任者等」という。）は、健康管理医としての職務を行うのに必要な要件を備え、かつ、適任と認められる医師について、健康管理医推薦書（様式第1号）により健康管理責任者を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦する。

(2) 健康管理医は、上記(1)の推薦のうちから、本部長が委嘱する。

##### 2 委嘱状の交付

本部長は、委嘱する医師に対し、健康管理責任者等を經由して委嘱状（様式第2号）を交付するものとする。

##### 3 任期

健康管理医の委嘱期間は、1年とし、再委嘱されることを妨げない。なお、期間満了前に解嘱となった場合における後任者の委嘱期間は、前任者の委嘱期間とする。

##### 4 身分

健康管理医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

#### 第3 解嘱等

##### 1 解嘱の事由

本部長は、健康管理医が次のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

(2) 職務を怠り、又は健康管理医としてふさわしくない行為があった場合

- (3) 辞任の申出があった場合
- (4) 委嘱期間が満了した場合
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、健康管理医の継続が困難と認められる理由がある場合

## 2 解嘱の上申

健康管理責任者等は、健康管理医が上記1に規定する解嘱の事由に該当すると認める場合は、健康管理医解嘱上申書（様式第3号）により当該健康管理医の解嘱を本部長に上申するものとする。この場合において、健康管理者については、健康管理責任者を經由して上申するものとする。

## 3 解嘱通知書の作成等

健康管理責任者は、本部長が健康管理医の解嘱を決定した場合は、解嘱通知書（様式第4号）を作成するものとする。この場合において、健康管理者の上申により決定した解嘱に係る解嘱通知書については、速やかに当該健康管理者にこれを送付するものとする。

## 4 解嘱通知書の交付

健康管理責任者等は、解嘱が決定した健康管理医に対し解嘱通知書を交付するものとする。

## 第4 報酬等

健康管理医の報酬等の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

## 第5 災害補償

健康管理医が職務執行又は通勤時において災害を受けた場合における補償は、沖縄県議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）に定めるところによる。

## 第6 秘密の保持

健康管理医は、正当な理由がある場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 第7 経過措置

この要綱の制定の際現に健康管理医として委嘱されている医師は、この要綱により委嘱されたものとみなし、任期は、要綱制定の日から起算するものとする。